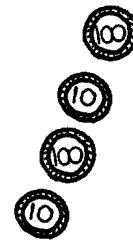


## 財政再生等判断比率

名称	内容
実質赤字比率	<p>一般会計及び特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合。                      実質赤字とは歳入不足を翌年度の歳入で埋めた額のほか、歳入不足のため支払を繰延べた額や事業の繰越額を含めたもの。</p> <p>早期健全化基準 財政規模に応じて11.25～15%以上（15%以上）                      財政再生基準 20%以上</p>
連結実質赤字比率	<p>公営企業会計を含めた当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合。</p> <p>早期健全化基準 財政規模に応じて16.25～20%以上（20%以上）                      財政再生基準 30%以上（ただし、当初3年間は5%～10%（初年度40%、以降40%、35%）上乘せする経過措置が講じられる方向。）</p>
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び元利償還金に準ずるものの標準財政規模に対する割合。</p> <p>早期健全化基準 25%以上                      財政再生基準 35%以上</p>
将来負担比率	<p>一般会計等が将来に向かって負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。</p> <p>早期健全化基準 350%以上。</p>

られています。これらを推進していくには、町民の皆様にも「がまん」と「痛み」をお願いしなければなりません。



### 用語解説



#### <標準財政規模>

地方自治体の一般財源の標準規模を示すもので、一定の計算方式によって算定される。

#### <一般財源>

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。一般には、地方税、地方交付税、交通安全対策特別交付金、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などをいう。

# 公債費負担適正化計画



## 1 公債費負担適正化計画の概要

### 洞爺湖町は平成17年度決算において、普通会計における

実質公債費比率の3カ年平均の数値が28・2%となり、実質公債費比率による起債許可団体となったことや、後年度も高い数値が続くことが見込まれることなどから、実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うため、平成19年2月に公債費負担適正化計画を策定しました。

平成18年度決算においても普通会計における実質公債費比率の3カ年平均の数値が28・5%と昨年度策定した計画の推計値より若干ではありますが、上昇しました。このため、平成19年8月に計画を見直しし、一部変更することとしました。制度改

正等があったことにより、変更箇所は実質公債費比率の将来推計に止めています。

この公債費負担適正化計画は、平成18年度以降の実質公債費比率を推計し、計画期間内に実質公債費比率を18%未満の水準まで引き下げることを目標とした計画です。

普通会計の公債費は、災害関連事業などの起債事業の累積により平成21年度が償還のピークとなる見込みであり、今後の公営企業会計を含めた建設（起債）事業の抑制等によって公債費償還額の減額を図り、実質公債費比率を18%未満とするものです。

## 2 計画期間

本来、計画については、7年度以内で定めるものとされてい